



CHECK!

請願・陳情ってなんだろう

請願・陳情とは……

国または地方公共団体に対して、様々な事項に関し要望する方法の一つです。
 請願は憲法で保障された国民の権利の一つであり、議員の紹介を必要とするなど一定の要件がありますが、陳情はこれを必要としません。

Q 提出した請願や陳情はどうなるの

A 提出された請願・陳情は定例会で審議します。請願と陳情の取り扱いは同じで、委員会で慎重に審査し、本会議で採否を決めます。採択された場合は、要望の実現に努力するよう市長に求めたり、国や県へ意見書の提出を求める内容である場合には、関係機関へ送付します。

Q どこに、いつまでに提出すればいいの

A 市役所4階の議会事務局で受付しています。
 受付は随時行っており、直近の定例会で審議することになります。

Q どうやって書けばいいの

A 右記の書式例を参考に作成してください。

請願・陳情の書式例

令和 年 月 日

〇〇〇〇に関する請願書(陳情書)

旭市議会議長 〇〇〇〇様

紹介議員 署名または記名 印

請願(陳情)者
 住 所
 氏 名 署名または記名 印
 (団体又は法人の場合は代表)

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

要旨 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇……
 (簡潔明瞭にまとめてください)

6

月定例会の予定 (6月8日～6月27日)

日	月	火	水	木	金	土
6/5	6	7	8	9	10	11
			開会			
12	13	14	15	16	17	18
	議案質疑		一般質問			
19	20	21	22	23	24	25
	建設経済 常任委員会	文教福祉 常任委員会	総務 常任委員会			
26	27	28	29	30	7/1	2
	閉会					

いずれも10時から開催予定です
 日程は変更となる場合もありますので、ホームページ等でご確認ください。

議会を傍聴しませんか

本会議は誰でも傍聴できますので、希望される方は、市役所4階の議会事務局までお越しください。親子傍聴席も設置していますので、お子様連れの方でも気兼ねなく傍聴できます。

議会中継をご覧ください

本会議は、インターネットで生中継と録画中継(過去5年分)を行っています。パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できます。ぜひご覧ください。



編集後記

議会だより編集委員会のメンバーが再編されてから今年で2度目の発行となります。委員会の任期は2年となりますが、委員会メンバー全員で市民の皆様に興味を持って読んでいただけるような記事を作れるよう編集作業に取り組んでいます。

また、任期中には「議会だより」が新聞購読者以外の皆様にも届くようなシステムが構築できないか、委員会メンバーで知恵を出し合っていました。

最後に、新型コロナウイルスの一日も早い終息と、世界の平和が戻ってくることを心よりお祈り申し上げます。

(副委員長 井田 孝)

疫病退散



旭市議会だより編集特別委員会

委員長 永井 孝佳
 副委員長 井田 孝
 委員 戸村ひとみ
 委員 常世田正樹